

地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	令和7年9月18日 (第2回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	魚津市 16204
地域名 (地域内農業集落名)	加積地区 (横枕、袋、六郎丸、吉島、相木、上村木)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	176.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	162.9 ha
② 田の面積	146.9 ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	30 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	11.9 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	50.8 ha
（参考）区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	
（備考）	

（注）

1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【水稻】

地域の中でも横枕・袋・六郎丸地区は耕作条件が良く、担い手は十分に確保されている。
対して吉島・相木・上村木地区では団地化できない小さい圃場が多く、耕作者はいるものの集約化など効率的な耕作は難しい。

【果樹】

六郎丸、吉島、相木地内ではリンゴ栽培が盛んであり、地域の特産品となっている。近年、離農する農家があり農地は減少している。現在の経営体でも後継者が未定又はいないところもあり、新たな果樹経営者の受け入れや創出を図る必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

【水稻】

横枕・袋・六郎丸地区においては、更なる農地利用の最適化・効率化を図るため、農地の集積・集約化を進めるとともに、スマート農業の導入について検討する。

吉島・相木・上村木地区においては個人農家のみの地域であり、担い手への集積・集約化を進める。

【果樹】

地域の特産品としてリンゴを維持するため、今後、果樹経営体が離農する場合、経営体の意向を聞きながら、その果樹園の今後の在り方について関係者で協議する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で引き続き個人農家により農地利用を進める。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	31.5	%	将来の目標とする集積率 58.4 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
担い手を中心に集積・集約を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員及び農業委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
地域全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。	
(3) 基盤整備事業への取組	
地域全域にて、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及び魚津市農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組	
作業の効率化が期待できる防除作業は、魚津市農業協同組合への委託を進める。	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

①罾や柵等を活用し、獣害発生防止に取り組む。
 ③導入効果や費用対効果などの検証を行い、導入を検討する。
 ⑤新たな経営体の受け入れや創出について、市、魚津市農業協同組合、加積りんご組合などの関係機関が連携して取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和16年度)				
		経営作物等	経営面積	作業受託面積	経営作物等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	広田 正・智	主穀作 (水稲)	15.9 ha	ha	主穀作 (水稲)	21.0 ha	ha		
認農	伊東 仁志	果樹	1.9 ha	ha	果樹	1.9 ha	ha		
到達	伊東 康彦	果樹	1.3 ha	ha	果樹	1.3 ha	ha		
利用者	荒地 博幸	主穀作 (水稲)	5.1 ha	ha	主穀作 (水稲)	5.1 ha	ha		
利用者	小坂 義則	主穀作 (水稲)	3.1 ha	ha	主穀作 (水稲)	3.7 ha	ha		
利用者	沢田 竹二	主穀作 (水稲)	2.9 ha	ha	主穀作 (水稲)	2.9 ha	ha		
利用者	仲俣 幸宏	主穀作 (水稲)	1.3 ha	ha	主穀作 (水稲)	1.3 ha	ha		
利用者	本庄 美輝	果樹	1.8 ha	ha	果樹	1.8 ha	ha		

利用者	嶋津 勝則	果樹	1.3 ha	ha	果樹	1.3 ha	ha		
認農	金川 芳明	主穀作 (水稲)	19.9 ha	ha	主穀作 (水稲)	60.0 ha	ha		地区外
認農	宮坂 博一・希宗子	主穀作 (水稲)	9.7 ha	ha	主穀作 (水稲)	9.7 ha	ha		地区外
認農	谷口 正志	主穀作 (水稲)	0.8 ha	ha	主穀作 (水稲)	5.8 ha	ha		地区外
認農	北田 直喜	主穀作 (水稲)	1.8 ha	ha	主穀作 (水稲)	1.8 ha	ha		地区外
認農	高瀬 慎一	主穀作 (水稲)	1.0 ha	ha	主穀作 (水稲)	1.0 ha	ha		地区外
認農	NOROSHI FARM	主穀作 (水稲)	3.4 ha	ha	主穀作 (水稲)	0.7 ha	ha		地区外
利用者	島澤 耕平	主穀作 (水稲)	3.5 ha	ha	主穀作 (水稲)	6.1 ha	ha		地区外
利用者	石崎 宗隆	主穀作 (水稲)	1.1 ha	ha	主穀作 (水稲)	1.1 ha	ha		地区外
計	17経営体		75.8 ha	0 ha		126.6 ha	0 ha		

(注)

1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
	魚津市農業協同組合	防除	水稲

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。